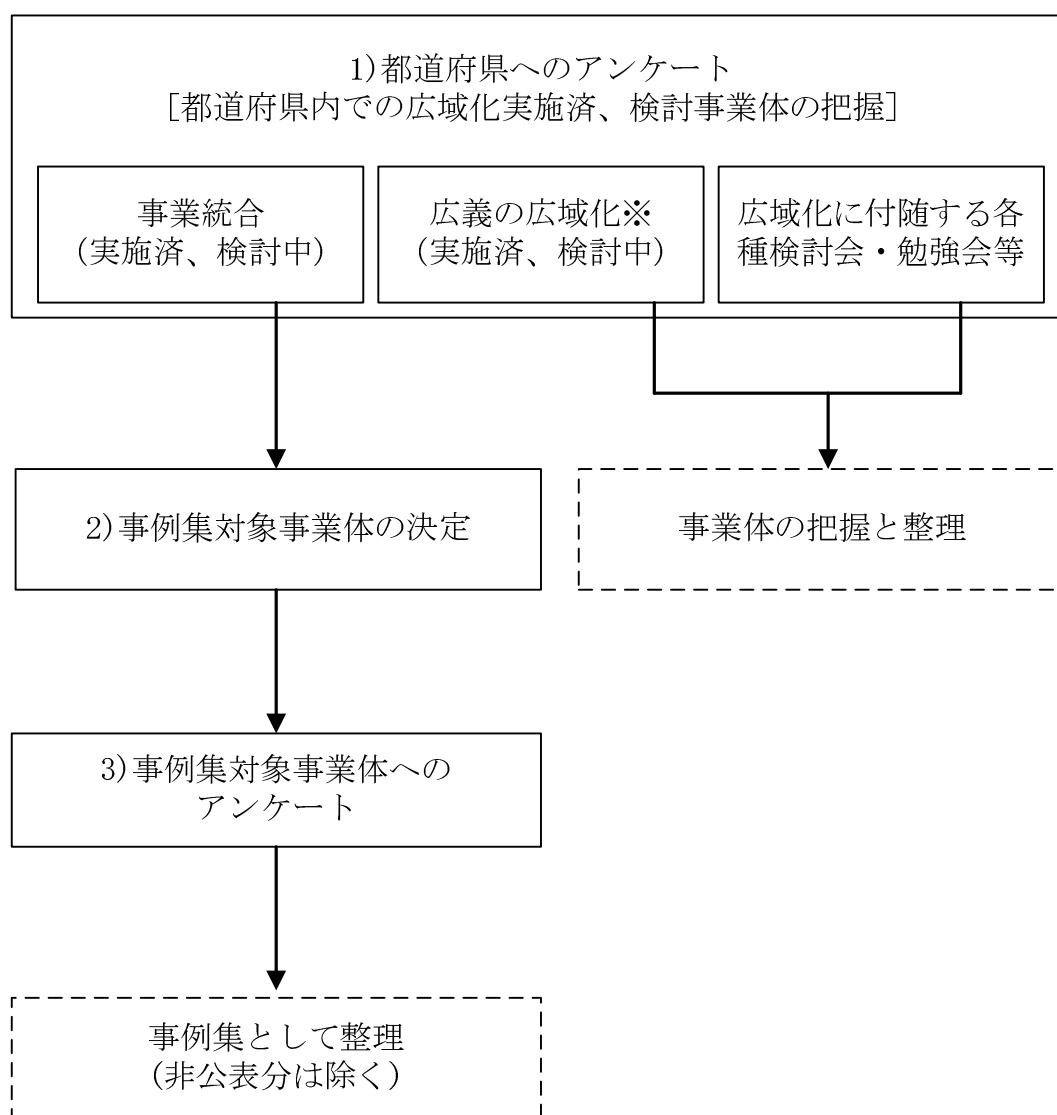


Ⅱ. 調査概要

1. 調査方法

事例集作成にあたり、まず都道府県（水道行政担当部局担当者）に対して、都道府県内における広域化事例（広域化実施済）及び広域化に向けた検討事例（広域化検討中）について調査、把握した。

その結果を基に、事例集の調査対象となる事業体を決定した。そして、調査対象となった事業体に対して、アンケート調査を実施した。



図Ⅱ-1 調査フロー

※広義の広域化とは、経営の一体化、管理の一体化、施設の一体化（浄水場、水質試験センター・緊急時連絡管等）といったソフト面の一体化や連携までを含めた広い概念の広域化をいう。

1) 都道府県へのアンケート

①アンケート内容

都道府県内において、平成元年度から現在（平成25年8月）までに広域化を実施（統合等）した事業体、広域化を検討中〔平成元年度以降検討していて実施（統合等）まで至っていないもの含む〕の事業体、さらに、広域的に行われている検討会・勉強会等の現状について、都道府県の水道行政担当部局担当者に回答をお願いした。

②アンケート期間

平成25年8月30日～平成25年9月20日

③アンケート方法

アンケートをエクセルにて作成し、そのアンケートを電子メールで各都道府県の水道行政担当部局担当者に送信した。アンケートの回答も電子メールで行った。

④アンケート調査結果

都道府県別の広域化実施済の事業体の件数及び各種検討会・勉強会の実施状況を表Ⅱ-1に示す。

なお、広域化検討中の事業体については、非公表を希望する事例もあるため、事業体名及び都道府県別の集計結果については非公表とし、全体での集計結果を掲載した。

表Ⅱ-1 都道府県別の広域化実施済の事業者及び検討会・勉強会実施の件数
(平成元年度以降)

No.	都道府県	該当件数(団体)		
		①事業統合(水平、垂直)	②広義の広域化	③検討会・勉強会等の実施状況
1	北海道	(垂直)1	[施設の共同化(浄水場等施設の共同保有)]4,(その他)1	1
2	青森県	(水平)2	[施設の共同化(浄水場等施設の共同保有)]1	2
3	岩手県	-	-	3
4	宮城県	-	-	-
5	秋田県	-	-	-
6	山形県	-	-	-
7	福島県	(水平)2,(垂直)1	-	-
8	茨城県	(水平)1	(経営の一体化)1	-
9	栃木県	(垂直)1	-	2
10	群馬県	-	-	1
11	埼玉県	-	-	11
12	千葉県	-	-	-
13	東京都	(水平)1	-	-
14	神奈川県	-	-	4
15	新潟県	(水平)1	-	-
16	富山県	-	-	-
17	石川県	-	-	-
18	福井県	-	-	-
19	山梨県	(水平)1	-	-
20	長野県	(水平)1	[施設の共同化(水質試験センターの共同保有)]1	-
21	岐阜県	-	-	-
22	静岡県	-	-	-
23	愛知県	-	-	3
24	三重県	-	-	-
25	滋賀県	(垂直)1	-	-
26	京都府	-	-	1
27	大阪府	-	-	-
28	兵庫県	(垂直)1	-	-
29	奈良県	-	[施設の共同化(水質試験センターの共同保有)]2,(その他)1	1
30	和歌山県	-	-	-
31	鳥取県	-	-	-
32	島根県	-	-	-
33	岡山県	-	[管理の一体化(水道用水供給事業による)]4	1 ※出18で会議終了
34	広島県	-	-	-
35	山口県	-	-	-
36	徳島県	-	-	-
37	香川県	-	-	-
38	愛媛県	-	-	-
39	高知県	-	-	-
40	福岡県	(水平)1,(垂直)1	[施設の共同化(浄水場等施設の共同保有)]1	-
41	佐賀県	-	-	-
42	長崎県	-	-	-
43	熊本県	-	[施設の共同化(浄水場等施設の共同保有)]1	-
44	大分県	-	-	-
45	宮崎県	-	-	-
46	鹿児島県	(水平)1	-	-
47	沖縄県	-	-	1
	合計	(水平)11(垂直)6	(経営の一体化)1,(施設の共同化)10	32(他1団体は非公表)

また、広域化検討中の「事業統合（水平、垂直統合）」、「広義の広域化」の事業体の件数は、全体集計の結果以下のとおりであった。

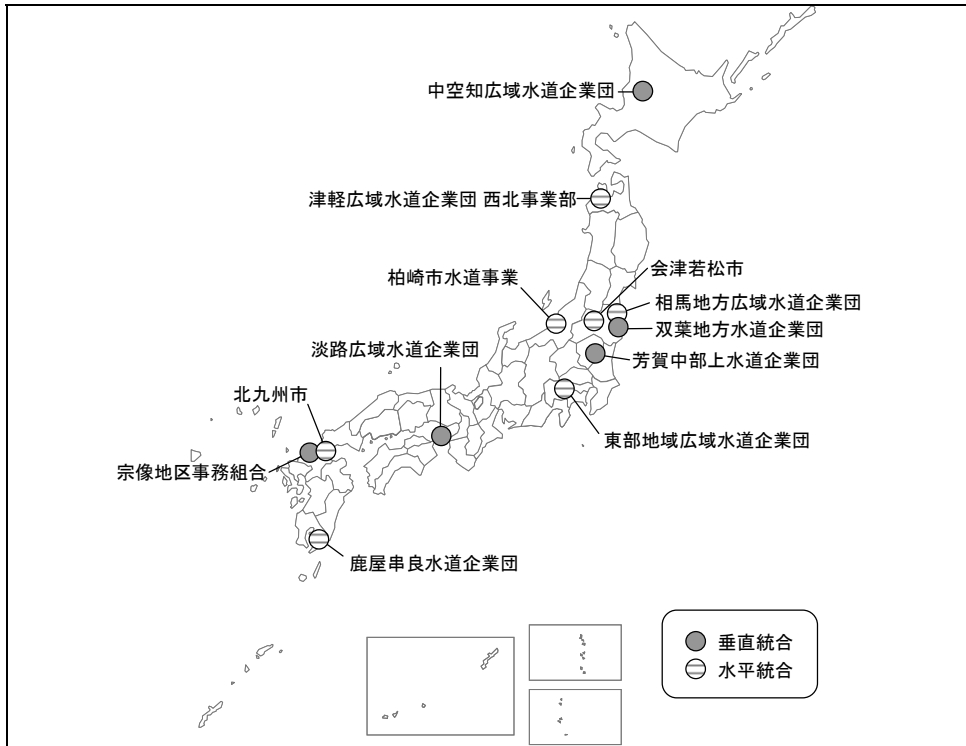
（広域化検討中）

○事業統合（水平、垂直統合）・・・・・・18 団体（水平 11、垂直 6、水平・垂直 1）

○広義の広域化・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 団体

（経営の一体化 2、管理の一体化 1、その他 2）

なお、広域化内容別の実施事業体及び各種検討会・勉強会等実施団体の位置図を図Ⅱ-1～3に示し、それぞれの事業体の広域化及び各種検討会・勉強会等の内容について表Ⅱ-2～4に整理した。



図Ⅱ-1 事業統合（水平、垂直）実施済事業体位置図



図Ⅱ-2 広義の広域化実施済事業体位置図

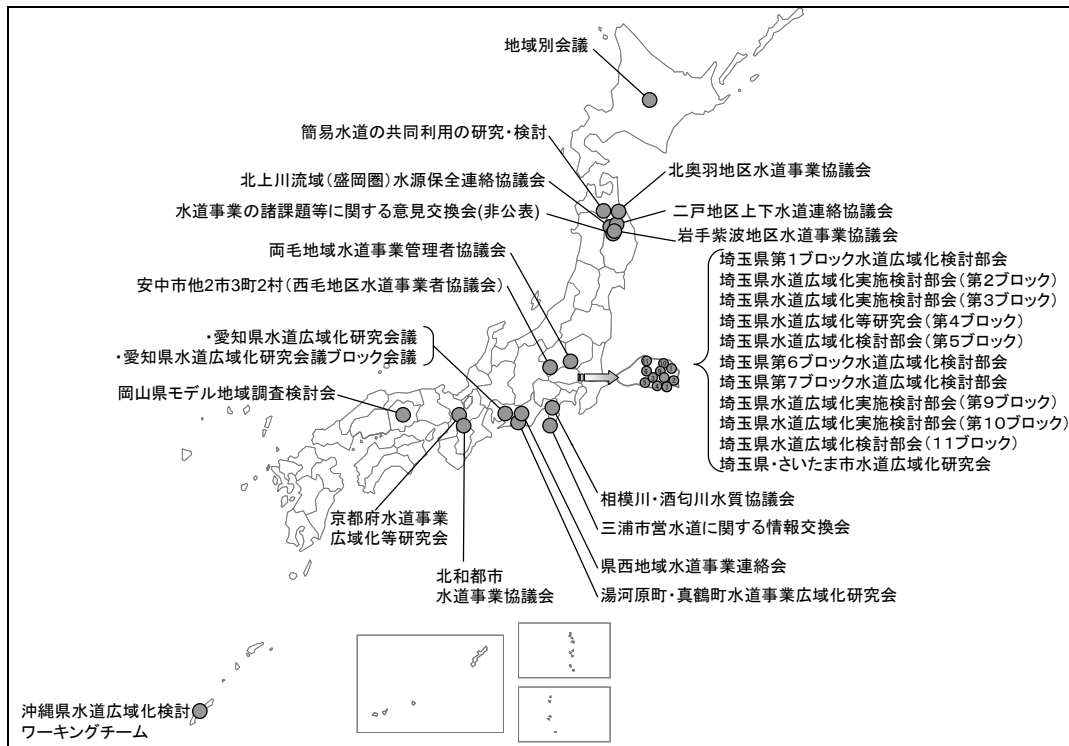


図 II-3 各種検討会、勉強会等を実施している団体位置図

表Ⅱ-2(1) 事業統合（水平、垂直）実施済の内容

都道府県	NO.	事業統合した事業体名	構成団体	広域化内容			備考
				統合形態	統合年次	事業統合の概要（背景・経緯、理由等）	
01 北海道	1	中空知広域水道企業団	滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町	垂直統合	平成18年4月	平成18年4月の奈井江町の参画を機に、企業団の用水供給事業と3市1町の水道事業を統合し、経営の効率化を目指して事業の一元化を図った。	
02 青森県	2	津軽広域水道企業団 西北事業部	つがる市（旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村）、五所川原市一部（旧市浦村）	水平統合	平成5年11月	当時1町5村は、水源水量及び水質に問題を抱え、また水需要は年々増加の傾向にあり、個々の町村が単独で対処することは、技術的、財政的には、困難な状況になってきたため、水道事業の広域化を図り、合理的な施設整備と運営を行い、経営基盤の強化、維持管理体制の充実及び料金の標準化を図るため、末端給水型の広域水道を行った。	
02 青森県	3	五戸町	五戸町、倉石村	水平統合	平成7年4月	水需要の増加に加え、給水人口の増加により、水源等の供給が課題とされるため、需要増の対応と水源の安定化を図ることから一元化を行った。	市町村合併
07 福島県	4	双葉地方水道企業団	広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町	垂直統合	平成9年3月	福島県浜通り南部ブロックの5町において、既存水源の「水源水質の悪化」及び「取水量の低下」に伴い、良好な水質、かつ安定的な水源が必要であったが、単独で水源を確保することが困難であったことから、水道用水の安定供給と効率的な経営基盤を確保するために、平成3年3月から企業団を設立し、水道用水供給事業として新規ダム（木戸ダム：福島県）への参画による水道水源開発及び広域的な水道施設整備を行った。 その後、より一層の広域化を図るべく、末端給水事業としての広域水道事業の認可を受け、広域的かつ計画的な水道施設整備を行った。（資料：別添1）	
07 福島県	5	相馬地方広域水道企業団	相馬市、南相馬市（鹿島区：旧鹿島町）、新	水平統合	平成5年1月	近年の急速な都市化の進展と生活様式の向上に伴い給水量は増加する状況にあったが、相馬地方における水源は集水される面積の小さい中小河川による浅井戸及び深井戸により取水しており、現有河川での水源開発は限度に達していた。そこで、①県営の真野ダムの水源を核として給水量の安定確保を図る、②水道事業経営の統合を行い、経営基盤の強化、維持管理、水質管理等の向上を図る、及び③共同で施設の建設を行い費用の低減化によって地域住民に低廉にして安定した水の供給を行うため、3市町協議の上「相馬地方広域水道事業」を創設した。（資料：別添2）	
07 福島県	6	会津若松市	会津若松市、湯川村	水平統合	平成23年4月	会津若松市に隣接する湯川村において水源（浅井戸）における水位低下があり、安定供給に不安があることから、供給不安を解消するため、湯川村簡易水道事業を会津若松市水道事業に統合した。（資料：別添3）	

※灰色でマーキングした事業体は、事例集の対象としない。

表Ⅱ-2(2) 事業統合（水平、垂直）実施済の内容

都道府県	NO.	事業統合した事業体名	構成団体	広域化内容			備考
				統合形態	統合年次	事業統合の概要（背景・経緯、理由等）	
08 茨城県	7	茨城県南水道企業団	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、利根町	水平統合	平成24年4月	平成17年8月利根町より水道事業の編入の要望書が企業団に提出された。その後各委員会を設置し、平成21年までに調査・協議を完了し、平成21年6月統合協定書調印式を経て、将来の水需要に対応するため、特に企業団の契約受水量の有効利用を考慮して、利根町水道事業を全部譲り受けという形で統合を実施した。	企業団+利根町
09 栃木県	8	芳賀中部上水道企業団	益子町、芳賀町、市貝町	垂直統合	平成15年4月	将来の水需要計画及び財政負担等大きな問題を抱えていた各町を給水区域とする広域水道事業体に移行し、将来にわたる水需要に対処するとともに、事業の効率化と健全経営を目指すために末端給水事業の一元化を図った。	
13 東京都	9	東京都水道局	東京都、小平市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、小金井市、日野市、東村山市、西東京市、多摩市、稲城市、瑞穂町、町田市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、府中市、東久留米市、立川市、調布市、三鷹市、あきる野市、八王子市、日の出町、青梅市、奥多摩町	水平統合	昭和48年11月、昭和49年6月、昭和50年2月、昭和50年9月、昭和51年2月、昭和52年4月、昭和57年4月、平成12年4月、平成14年4月、平成22年4月	多摩地区の水道事業は、各市町が個別に経営していたが、昭和30年代後半以降の急激な人口増加と都市化の進展により水源確保の問題が深刻化し、また、料金水準、普及率等の格差が区部や多摩地区各市町村間において顕著となり、それらの是正について市町村から強い要望が出されていた。昭和45年1月、東京都水道事業調査専門委員から「東京都は三多摩地区市町村営水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって、水道事業における格差を解消する方途を講ずるべきである」との助言がなされ、これを受けて、東京都は、昭和46年12月、各市町の水道事業を都営に統合するため「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定した。	昭和48年から 順次統合
15 新潟県	10	柏崎市水道事業	柏崎市、刈羽村	水平統合	平成24年10月	刈羽村からの給水区域編入の要請を受け、柏崎市水道事業が刈羽簡易水道を譲り受け、水道事業の一元化を行った。	
19 山梨県	11	東部地域広域水道企業団	大月市、上野原市	水平統合	平成18年4月	水源水質等課題のある構成2市の水源の統廃合を含め、将来の水需要に対応するため末端給水事業の一元化を行った。	
20 長野県	12	佐久水道企業団	佐久市、東御市、佐久穂町、御代田町	水平統合	順次	市町村や財産区で管理されていた簡易水道等が、水源の枯渇や施設の老朽化等により、次々と経営移管の申し込みがされ、地域への安定供給と広域化推進のため、簡易水道等の移管を随時受け入れている。(http://www.sakusidou.or.jp/about/ayumi.html)	順次、市町や簡易水道を統合

※灰色でマーキングした事業体は、事例集の対象としない。

表Ⅱ-2(3) 事業統合（水平・垂直）実施済の内容

都道府県	NO.	事業統合した事業体名	構成団体	広域化内容			備考
				統合形態	統合年次	事業統合の概要（背景・経緯、理由等）	
25 滋賀県	13	滋賀県企業庁	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、滋賀県企業庁	垂直統合	平成23年4月	滋賀県企業庁の南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の2つの事業統合をおこない新たに1事業を創設した	企業庁内の事業統合
28 兵庫県	14	淡路広域水道企業団	洲本市、南あわじ市、淡路市	垂直統合	平成22年4月	事業の効率化を図るため統合により経営的な一元化を行い、施設更新や耐震化を計画的に行う。また、安定給水を継続し、将来の水需要に対応するため、淡路広域水道企業団（用水供給事業）を軸に受水市を全区域とした末端給水事業の一元化を行った。	
40 福岡県	15	宗像地区事務組合	宗像市、福津市（旧福岡町、旧津屋崎町）	垂直統合	平成21年12月	経営の効率化を図るため、旧宗像事務組合（用水供給事業）を軸に構成団体である宗像市、福津市と統合し末端給水事業の一元化を行った	
40 福岡県	16	北九州市	北九州市、水巻町	水平統合	平成24年19月	小規模事業体である水巻町は、将来における運営基盤に懸念があった。そのため、近隣である北九州市に従前から合併を要望していた。運営基盤の強化を図り経営安定化のため、北九州市と統合を行った。	
46 鹿児島県	17	鹿屋申良水道企業団	笠之原水道企業団（串良町全域、鹿屋市の一部給水区域）、鹿屋市水道局（鹿屋市の残りの給水区域）	水平統合	平成7年4月	串良町全域と鹿屋市の一部を給水区域にする笠之原水道企業団と、鹿屋市の残りの地域を給水区域に持つ鹿屋市水道局の二つの水道事業を平成7年4月、鹿屋申良水道企業団に統合し、事業の一元化及び将来の水需要の確保を図った。その後、平成18年1月に市町村合併で鹿屋市水道事業に統合され現在に至る。	

※灰色でマーキングした事業体は、事例集の対象としない。

表Ⅱ-3(1) 広義の広域化実施済の内容

都道府県	NO.	主体となっている事業体等	構成団体	広域化内容		
				最終形態	実施年次	広義の広域化の概要（背景・経緯、理由等）
01 北海道	1	旭川市	鷹栖町	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成8年5月	石狩川浄水場は、鷹栖町のニュータウンが旭川市に隣接していることから、協定を結び共同管理となった。
01 北海道	2	旭川市	東神楽町	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成20年3月	忠別川浄水場は、東神楽町の行政区域内にあり、東神楽町のニュータウン造成が進み浄水場に隣接したことから、協定を結び共同管理となった。
01 北海道	3	室蘭市	登別市	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成23年4月	分水解消のため、浄水場の共同管理を行った。
01 北海道	4	中札内村	更別村	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成2年4月	給水区域の拡張、給水人口による給水量の増加に対応するため施設の共有化を行った。
01 北海道	5	釧路市	釧路町	その他	平成25年4月	分水解消のため、上水道事業の統合を行った。
02 青森県	6	八戸圏域水道企業団	洋野町(岩手県)	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成22年3月	八戸圏域水道企業団と洋野町（旧種市町）は、水道用水源の開発のため、青森県とともに東北農政局が実施する2級河川新井田川水系世増ダムに共同事業者として参画。世増ダムを水源とする取水・導水・浄水・配水施設の中で、八戸圏域水道企業団と洋野町が共同で利用する施設について共同建設事業を実施した。その後、八戸圏域水道企業団と分水契約（平成10年6月、洋野町(旧種市町)より、水源の水不足を理由に世増ダム共用開始までの間、分水についての要請あり。同年9月に締結）を締結していたが、共同事業が完了したことから、平成22年3月に分水契約を解除し、同月「新規施設の維持・管理に関する協定書」を締結。八戸圏域水道企業団は新規施設の管理を洋野町から受託し、洋野町は八戸圏域水道企業団に管理費（案分）を負担することで八戸圏域水道企業団から給水を受けている。
08 茨城県	7	茨城県南水道企業団	龍ヶ崎市，取手市，牛久市，利根町	経営の一体化	平成24年4月	利根町水道業は、浄水場を保有し、運転管理を直営で行っている。しかし、浄水施設の老朽化、運転管理する職員の高齢化と補充職員がいないため、また、将来の水需要を理由に、利根町に隣接し、規模の大きい県南水道企業団に広義の広域化を要望し受け入れられた。
20 長野県	8	長野県上伊那広域水道用水企業団（上伊那圏域水道水質管理協議会）	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、長野県上伊那広域水道用水企業団	施設の共同化（水質試験センターの共同保有）	平成3年4月	上伊那圏域広域的な水道整備計画に基づき、水質検査、管理、研究等を一元化。 (http://kamiina-suidou.jp/HP30nenayumi/suisitukyougikai.htm) (http://kamiina-suidou.jp/pdf/reiki/9-1.pdf)

表Ⅱ-3(2) 広義の広域化実施済の内容

都道府県	NO.	主体となっている事業体等	構成団体	広域化内容		
				最終形態	実施年次	広義の広域化の概要（背景・経緯、理由等）
29 奈良県	9	奈良県基幹システム共同化検討会水道事業システム共同化検討部会	香芝市、葛城市、河合町、上牧町、御所市、五條市	その他	平成26年4月1日より本格供用開始（現在各市の状況に合わせ移行作業中）	平成26年度より新地方公営企業会計が施行されるに当たり、費用等を考慮した上で、公営企業新会計システムをクラウド方式により共同運用する。
29 奈良県	10	奈良広域水質検査センター組合	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、広陵町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	施設の共同化（水質試験センターの共同保有）	平成7年4月	水道法に基づく水質検査の改正（平成5年12月施行）に伴う検査項目の増加・内容の多様化・検査技術の高度化に対応して、水道事業者が適正かつ計画的に水質検査を実施するため検査体制の確立が急務となった。しかしながら、市町村がそれぞれに検査施設を整備するには財政的にまた人員の確保の観点から大きな負担となることから、平成7年に奈良県内39市町村（現在は市町村合併の結果31市町村）が水道水を中心とした水質検査業務を共同処理する一部事務組合を設立した。 組合は、水道法の規定に基づく検査はもとより、水道水質管理に関する情報交換の拠点とし、構成団体相互間の連帯性を維持するとともに、地域の水道事業に密着した運営を目指している。
29 奈良県	11	西和衛生試験センター組合	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町	施設の共同化（水質試験センターの共同保有）	昭和46年8月	水道水の水質検査業務を共同で実施するため、7町で一部事務組合を設置。
40 福岡県	12	大牟田市	大牟田市、荒尾市（熊本県）	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成24年4月	水道水の安定供給及び経営の効率化を図るため、熊本県荒尾市との共同浄水場をDBO方式で平成21年に建設に着手し、平成24年4月から共同浄水場として稼働している。
43 熊本県	13	荒尾市	荒尾市、大牟田市	施設の共同化（浄水場等施設の共同保有）	平成24年4月	熊本県荒尾市及び福岡県大牟田市では、共同の浄水場を保有し、運転管理を第三者委託している。この浄水場は、効率的かつ効果的な事業運営を目指し、施設の設計・建設・維持管理に民間の力を活用したDBO方式を採用している。

表Ⅱ-4(1) 各種検討会・勉強会等の内容

都道府県	NO.	検討会・勉強会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー	開始年次	開催頻度	メリット	その他特記事項
01 北海道	1	地域別会議	道は水道の抱える課題解決に向けH23.3月北海道水道ビジョンを策定し、H25.3月水道事業者が具体的に取り組む将来年次計画を示した水道整備基本構想を改定した。構想の促進のため、水道事業者間の協議の場を提供し連携を促進する。	全水道事業者等 (全道6地域:道央地域、道南地域、道北地域、オホーツク地域、十勝地域、釧路・根室地域)	平成25年度	年各1回 /6地域	近隣の水道事業者等が抱えている諸課題等を共有し、連携を促進する。	
02 青森県	2	北奥羽地区水道事業協議会	中小規模の水道事業者では、さまざまな問題が山積し、今後さらに深刻化する。持続可能な水道を目指し、様々な形での新たな広域化が必要(新水道ビジョン)であることから、北奥羽地区水道事業協議会を設立。団体は別々だが、情報の共有を図り、何かあった場合は相互協力をを行う。(八戸圏域水道企業団が中心的役割を担う)	八戸圏域水道企業団、南部町、三戸町、五戸町、田子町、新郷村、十和田市、三沢市、東北町、七戸町、六ヶ所町、横浜町、野辺地町、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、葛巻町、久慈市、洋野町、野田村、普代村(22事業体) ※ この他にも準会員として民間団体が加盟	平成19年度	年6回程度	・災害時などにおける支援体制 ・勉強会、研修会などによる職員のレベルアップ	構成事業者の施設を見学することにより、各事業者の抱える課題や、対策事例等を共有でき、自事業体へフィードバックできる。また、その後開かれる意見交換会や、報告会など活発な討議が行われており、親睦も深まっている。
02 青森県	3	簡易水道の共同利用の研究・検討	上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、効果的かつ効率的な簡易水道の運営を図るため、共同利用に関する研究・検討を行う。	青森県 十和田市 秋田県 小坂町	平成25年度	年3回	隣接する区域で同様の施設を個々に補修する重複投資を避け、大幅なコストカットが可能と考える。	簡易水道施設が老朽化した地区の補修時期を見据えて、相互に連携して、簡易水道の共同利用に関する研究・検討を行う。(実施ではなく、あくまでも検討となります。)
03 岩手県	4	北上川流域(盛岡圏)水源保全連絡協議会	水道事業者が水道水源の共通する諸課題を協議し、水道水源の保全について必要な対策を行うことを目的とする。	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町の水道事業所長等	平成14年度	年1回	水道水源の保全対策に関する認識が深められた。	会議後、構成メンバーで懇親会を開催し、水道水源保全対策等に関する情報交換を行っている。また、実務担当者会議を開催し、水道水源保全対策等について勉強している。
03 岩手県	5	岩手紫波地区水道事業協議会	加盟市町村の連帯並びに親睦を図るとともに、水道事業の技術及び事務その他の分野にわたる相互の調査研究を通じて、水道事業の円滑な運営と岩手紫波地区の水道事業の発展に寄与することを目的とする。	八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、矢巾町、(紫波町)の水道担当者	昭和58年度	年9回	有識者を講師に招き研究を行うことで、専門性の向上に寄与している。産官学が自由に参加できる研究会を開催することで問題の共有を図っている。水道事業の様々な分野を研究する場になっており、また、他の水道事業者と情報共有が頻繁におこなえる。	水道技術だけではなく、経理、経営など水道事業全般に関する研究会を多く開催し、本音で話ができる組織となっている。研究会終了後、情報交換会を開催して交流を図っている。構成市町村以外の参加希望事業者及び一般企業の受入を行っている。勘定科目等の共通化を進めている。
03 岩手県	6	二戸地区上下水道連絡協議会	加盟市町村の連帯並びに親睦を図るとともに、上下水道事業の技術及び事務その他の分野にわたる相互の調査研究を通じて、事業の円滑な運営と二戸地区上下水道事業の発展に寄与することを目的とする。	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	平成18年7月	年数回	年1回、総会、施設見学を実施。	二戸地区の上下水道事業の担当者と顔を合わせることに、相互に情報や連絡をとりやすくなっている。
09 栃木県	7	両毛地域水道事業管理者協議会	渡良瀬川流域の栃木県と群馬県に属する6市で水道事業の経営について、情報の交換や協議等を行っている。	群馬県桐生市、太田市、館林市、みどり市、栃木県足利市、佐野市の水道事業管理者(管理者を置かない市にあっては水道事業主管局部長)	昭和56年度	年2回	長年にわたる協議会の継続により、県域を超えて信頼関係が形成され、課題やその対応策を共有している。	管理者による協議会のほか、課題を持ち寄り課長研究会と実務担当者研究会を毎年各1回開催している。構成6市で災害相互応援の協定を締結し、応急給水用として配水管を接続している。
09 栃木県	8	両毛地域水道事業管理者協議会	渡良瀬川流域の栃木県と群馬県に属する6市で水道事業の経営について、情報の交換や協議等を行っている。	群馬県桐生市、太田市、館林市、みどり市、栃木県足利市、佐野市の水道事業管理者(管理者を置かない市にあっては水道事業主管局部長)	昭和56年度	年2回	長年にわたる協議会の継続により、県域を超えて信頼関係が形成され、課題やその対応策を共有している。	管理者による協議会のほか、課題を持ち寄り課長研究会と実務担当者研究会を毎年各1回開催している。構成6市で災害相互応援の協定を締結し、応急給水用として配水管を接続している。

表Ⅱ-4(2) 各種検討会・勉強会等の内容

都道府県	No.	検討会・勉強会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー	開始年次	開催頻度	メリット	その他特記事項
10 群馬県	9	安中市他2市3町2村 (西毛地区水道事業者 協議会)	将来における水道事業の広域的連携の可能性についての 検討や構成団体間の関係強化を目的としている。	安中市、富岡市、藤岡市、下仁田町、甘楽 町、神流町、南牧村、上野村	平成25年度	定例会： 年1回、 実務担当 者会議： 不定期	各構成団体間で情報交換や論議 を交わす機会が増えることで、 今後の水道事業の課題を共通認 識としてとらえることが出来る。	
11 埼玉県	10	埼玉県第1ブロック水 道広域化検討部会	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本構 想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化を推進す るために必要な事項について検討する。	春日部市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡 市、杉戸町、埼玉県(生活衛生課)、埼玉 県(企業局)	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	11	埼玉県水道広域化実施 検討部会(第2ブロッ ク)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	埼玉県生活衛生課、埼玉県企業局、草加 市、三郷市、八潮市、吉川市、越谷・松伏 水道企業団	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	12	埼玉県水道広域化実施 検討部会(第3ブロッ ク)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	川越市、越生町、川島町、毛呂山町、坂 戸、鶴ヶ島水道企業団	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	13	埼玉県水道広域化等研 究会(第4ブロック)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた第4ブロックの水 道広域化等について調査及び研究をする。	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見 市、ふじみ野市、三芳町	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	14	埼玉県水道広域化検討 部会(第5ブロック)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	入間市、狭山市、所沢市、飯能市、日高 市、埼玉県(企業局)、埼玉県(生活衛生 課)	平成23年度	未開催	未開催のため未記入とする	
11 埼玉県	15	埼玉県第6ブロック水 道広域化検討部会	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	小川町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、東 秩父村、東松山市、吉見町、嵐山町、埼玉 県(生活衛生課)、埼玉県(企業局)	平成23年度	年2回程度	まだ2度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	16	埼玉県第7ブロック水 道広域化検討部会	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化につ いて検討する。	川口市、蕨市、戸田市	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	
11 埼玉県	17	埼玉県水道広域化実施 検討部会(第9ブロッ ク)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	上尾市、桶川北本水道企業団、鴻巣市、蓮 田市、伊奈町、埼玉県(生活衛生課、企業 局)	平成23年度	未開催	未開催のため未記入とする	
11 埼玉県	18	埼玉県水道広域化実施 検討部会(第10ブロッ ク)	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本 構想(埼玉県水道ビジョン)に掲げた水道広域化推進に 係る必要な事項について検討する。	行田市、加須市、羽生市、埼玉県保健医療 部生活衛生課、埼玉県企業局水道企画課	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記 入とする	

表Ⅱ-4(3) 各種検討会・勉強会等の内容

都道府県	NO.	検討会・勉強会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー	開始年次	開催頻度	メリット	その他特記事項
11 埼玉県	19	埼玉県水道広域化検討部会（11ブロック）	埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）に掲げた水道広域化推進に係る必要な事項について検討する。	神川町、上里町、熊谷市、深谷市、本庄市、美里町、寄居町、埼玉県（生活衛生課、企業局）	平成23年度	年1回程度	まだ1度だけの開催のため未記入とする	
11 埼玉県	20	埼玉県・さいたま市水道広域化研究会	水道広域化について共同で研究を行い、広域的な連携について具体的な取組を検討していく。	さいたま市、埼玉県（企業局）	平成25年度	年複数回	まだ2度だけの開催のため未記入とする	
14 神奈川県	21	三浦市営水道に関する情報交換会	平成18年度～平成19年度にかけて三浦市水道事業に関する研究会の設置、引続き平成20年度～平成21年度にかけて三浦市営水道事業に関する検討会を実施、移管を前提とはせず連携方策、諸課題について検討した。検討のまとめとしては「移管した場合の県営水道の経営に影響を及ぼす恐れがある。」とされたが、平成22年度以降は情報交換会を継続している。	神奈川県企業庁、三浦市上下水道部の部長以下関係各課長	平成22年度	年2回	国の制度の変化や経営状況による事業方針等、最新の情報を共有できる。	
14 神奈川県	22	湯河原町・真鶴町水道事業広域化研究会	将来にわたり安心・安定な水を供給し、湯河原町と真鶴町の町民が信頼し続ける水道を目指すため、望ましい両町の水道のあるべき方向性を見出すことを目的とし、様々な水道事業の広域化の形態や水道の現状把握と将来の見通し等の研究を行う。	湯河原町、真鶴町	平成21年度	年12回	両町の事業内容等の比較・検討により情報を共有できるようになった。	両町における水道事業の望ましいあり方、事業統合を可能にするための具体的な行動内容、時期等を広域化の形態別に分析し、両町の事業経営について有効と思われる事業の共同化メニューを抽出した結果、平成25年度に水道量水器共同購入事業を行った。
14 神奈川県	23	県西地域水道事業連絡会	県西地域二市八町の水道事業体間での情報交換のほか、県西地域の事業体として足並みをそろえるべき事項等に対する方針確認など行う。	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	平成21年度	年1,2回	放射能物質測定業務等の事業体共通の業務については、輪番制により対応することで負担の軽減が図られた。	連絡会終了後に担当で懇親会を開き、机上だけでなく本音で話しができる関係作りを行っている。
14 神奈川県	24	相模川・酒匂川水質協議会	相模川及び酒匂川を水源とする5水道事業者が、相互に連絡を図り、相模川水系及び酒匂川水系の水質の保全並びに対策に資すること	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の水道事業管理者や水道技術管理者等を委員とし、水質所管課長等を幹事としている。	平成6年度	小委員会 年2回 幹事会 年10回	水質事故時等の情報共有システムを導入し、また、放射性物質など新たな課題に対し、共同で取り組むことができた。	幹事会の下に、専門的な事項を処理するための部会を設置し、5事業者の担当者レベルで研究・協議を行っている。 また、当協議会は、昭和45年9月に「相模川水系水道事業者水質連絡協議会」として発足した。
23 愛知県	25	愛知県広域水道事業連絡会議	県内各水道事業者の広域化の意識高揚のため、国の施策や県の計画等を県内全水道事業者に対し情報提供する場として設置	県内全水道事業者	平成23年度	年1回	国の施策や県の計画等を全事業者に対し情報提供することで、共通の認識のもとに平成25年度に設置した研究会議で広域化の検討を進めることが可能となっている。	特になし

表Ⅱ-4(4) 各種検討会・勉強会等の内容

都道府県	No.	検討会・勉強会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー	開始年次	開催頻度	メリット	その他特記事項
23 愛知県	26	愛知県水道広域化研究会	将来に亘り安全で良質な水を安定かつ効率的に供給していくため望ましい水道のあるべき方向性を見いだすことを目的として、愛知県水道広域化研究会を設置している。	名古屋市、各ブロック(県内4ブロック)から代表の3事業体、企業庁、生活衛生課の担当課長	平成25年度	年2回	将来のビジョンを共有するため、ブロックの代表事業者と用水供給事業者等で構成する検討の場を設置し、広域的な連携等について研究する体制を築くことができた。	研究会設立初年度であるため、現在は積極的な意見交換を行うまでには至っていないが、今後は各事業体の意識高揚を促して有意義な議論が展開できるように、必要な対応を行っていく。
23 愛知県	27	愛知県水道広域化研究会協議ブロック会議	愛知県水道広域化研究会の下部組織。(県内4ブロック)	ブロック内の水道事業体の担当課長	平成25年度	年3回	地域的な関わりを踏まえたブロック編成を行っているため、ブロック単位による中長期的な広域的な連携について研究を行っていくことができる。	
26 京都府	28	京都府水道事業広域化等研究会	水需要の減少、更新負担の増大やベテラン職員の大量退職に伴う水道技術の承継等の課題に直面するなど水道事業を取り巻く状況は大変厳しい。こうした共通の課題に対応していくための効果的な方策について研究する。(研究テーマの例 ○業務の共同化や施設の共同化を含む広義の水道広域化の研究 ○民間委託の研究)	京都府及び府営水道受水市町(長岡京市、向日市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町)	平成23年度	年1~2回	広域化についての各水道事業体の考え方、現状課題を出し合い検討する中で今後取り組むべき共通課題が明らかになった。	京都府及び受水市町の代表で構成する幹事会を設置し、運営方法を協議、役割分担しながら、府・受水市町共同で運営にあたっている。
29 奈良県	29	北和都市水道事業協議会	前身は、奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市で構成する北和都市連合協議会(昭和43年発足)の公営企業部会である。平成21年度をもって連合協議会は解散することとなったが、公営企業部会は、相互融通連絡管の維持管理及び目的達成のための情報交換、研究等を継続して実施するため、平成22年度に北和都市水道事業協議会としてそのまま事業を引き継いだ。 別紙に規約及び運営要領を添付	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の上水道部局	昭和43年度 (平成22年度引継)	年6回	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急時に水道水の相互融通を行う連絡管を設置しており、その維持管理を協議会で実施している。 ・各市の状況の情報交換や共同で調査、研究を行うことにより、各市の事務の効率化が図れる。 ・構成4市における広義での広域化を検討し、共同で効率化が期待できる。 ・担当者同士が親しくなることで、人的ネットワークが構築され、気軽に情報交換を行うことができる。 	部会では、経費及び事務量の削減を目的として、構成4市が共同で行える業務を検討している。 相互融通連絡管は、計画の12箇所中10箇所設置済みで、今後残っている2箇所の設置を検討していく。
33 岡山県	30	岡山県モデル地域調査検討会	厚生労働省委託のモデル地域として、様々な形態の広域化を現場で構想し、広域化の効果、阻害要因、解決策などを検討した結果を広域化促進のための仕組みづくりに反映させていく。	県内水道事業体、岡山県、厚生労働省、日本水道協会	平成16~18年度	計5回開催	近隣事業体との情報共有を図ることができた。	
47 沖縄県	31	沖縄県水道広域化検討ワーキングチーム	今後の本県の水道事業のあり方、特に水道広域化について積極的に推進することを目的に、諸課題の抽出、対応策等を具体的に検討するため、県関係課で構成される水道広域化検討ワーキングチームを設置している。	沖縄県環境生活部生活衛生課、沖縄県企画部市町村課、地域離島課、沖縄県企業局総務企画課、配水管理課、建設計画課	平成22年度	年2~3回	水道所管課以外の関係課が参集することにより、様々な視点からの課題抽出等が可能となった。	

2) 事例集対象事業体の決定

事例集は、広域化（事業統合）実施済及び検討中の事業体について作成する。

したがって、表Ⅱ-2（実施済のみ）で整理した事業統合実施済及び事業統合検討中のうち、市町村合併によるものや、長期にわたり継続的に統合を行っている事業体、垂直統合で小規模事業と統合する事業体等〔表Ⅱ-2（実施済）：灰色でマーキング〕を除いた事業体を事例集対象とした。

3) 事例集対象事業体へのアンケート

事例集対象事業体に対して、広域化（事業統合）に係わるアンケートを実施した。

①アンケート項目

〔広域化事例：事業統合実施済の事業体に対するアンケート項目〕

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 事業統合の概要について<ol style="list-style-type: none">ア) 統合形態（水平・垂直）イ) 構成事業体名ウ) 統合年次エ) 規模（計画一日最大給水量、計画給水人口）オ) 統合理由カ) 各構成事業体の沿革2. 事業統合までの過程について<ol style="list-style-type: none">ア) 検討主体の事業体等イ) 事業統合に至る検討経過<ol style="list-style-type: none">a) 時系列でみた検討項目とその内容（協議会・検討会等での検討内容）b) 協議会・検討会等が設置された場合は、その目的、位置づけ、メンバーウ) 検討時の事業統合に向けた課題と対策（以下の事項の対応）<ol style="list-style-type: none">a) 統合形態・事業形態b) 事業体格差の扱い（財政水準）c) 事業体格差の扱い（施設・維持管理水準）d) 他会計繰入金等の調整e) 条例・例規等の見直しf) 資産の引継ぎg) 各種電算システム統合h) 地域に密着したサービスの持続i) 災害時・事故時対応j) 統合事務k) 住民・議会等への対応l) その他 |
|---|

- エ) 事業統合が成功した要因
- カ) 事業統合までに実施メニュー
- 3. 事業統合後の結果について
 - ア) 現時点での広域化のメリットとデメリット
 - イ) 現時点の広域水道事業の課題と対策
- 4. その他（広域化推進にあたっての意見）

[広域化に向けた検討：事業統合検討中の事業体等に対するアンケート項目]

- 1. 事業統合の概要について
 - ア) 統合形態（水平・垂直）
 - イ) 構成事業体名
 - ウ) 統合予定年次
 - エ) 規模（計画一日最大給水量、計画給水人口）
 - カ) 統合理由
 - ク) 各構成事業体の沿革
- 2. 事業統合までの過程について
 - ① 検討主体の事業体等
 - ② 事業統合に至る検討経緯
 - ア) 時系列でみた検討項目とその内容（協議会・検討会等での検討内容）
 - イ) 協議会・検討会等が設置された場合は、その目的、位置づけ、メンバー
 - ③ 検討を進める中での課題と対策
 - ア) 統合形態・事業形態
 - イ) 事業体格差の扱い（財政水準）
 - ウ) 事業体格差の扱い（施設・維持管理水準）
 - エ) 他会計繰入金等の調整
 - オ) 条例・例規等の見直し
 - カ) 資産の引継ぎ
 - ク) 各種電算システム統合
 - ケ) 地域に密着したサービスの持続
 - コ) 災害時・事故時対応
 - サ) 統合事務
 - セ) 住民・議会等への対応
 - ソ) その他
 - ④ 今後の広域化実施のスケジュール（ロードマップ）
 - ⑤ 事業統合までに実施するメニュー
- 3. その他（広域化推進にあたっての意見）

②アンケート期間

平成 25 年 10 月 10 日～平成 25 年 11 月 1 日

③アンケート方法

先に示したアンケート項目をエクセルにて作成し、そのアンケートを電子メールで各事業体担当者に送信した。アンケートの回答も電子メールで行った。

2. 調査結果

調査結果は、調査時点で公表ができないまたは事業体から広域化を行っていないと回答された事業体を除き、アンケート結果をもとに事例集として整理した。

事例集として整理した事業体数は以下のとおりである。

- ・ 広域化実施済事業体：12 団体
- ・ 広域化検討中事業体等：10 団体（3 団体は非公表ため事例集に掲載していない）

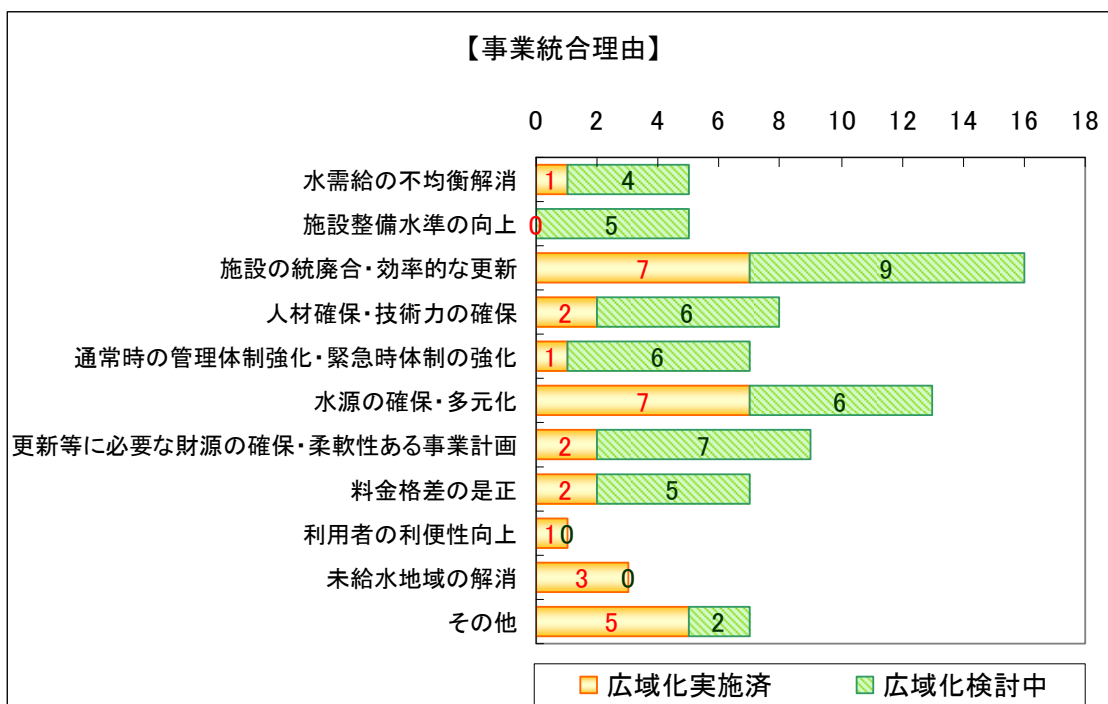
また、事例集を整理する前に、アンケートから以下の設問の回答について集計結果を示す。

- ① 事業統合理由（実施済、検討中事業体）
- ② 検討主体（実施済、検討中事業体）
- ③ 事業統合成功要因（実施済事業体）
- ④ 検討時及び検討を進めるなかでの課題（実施済、検討中事業体）
- ⑤ 事業統合後のメリット（実施済事業体）

なお、集計結果には、事例集に掲載していない非公表事業体も含んでいる。

① 事業統合理由（実施済、検討中事業体）

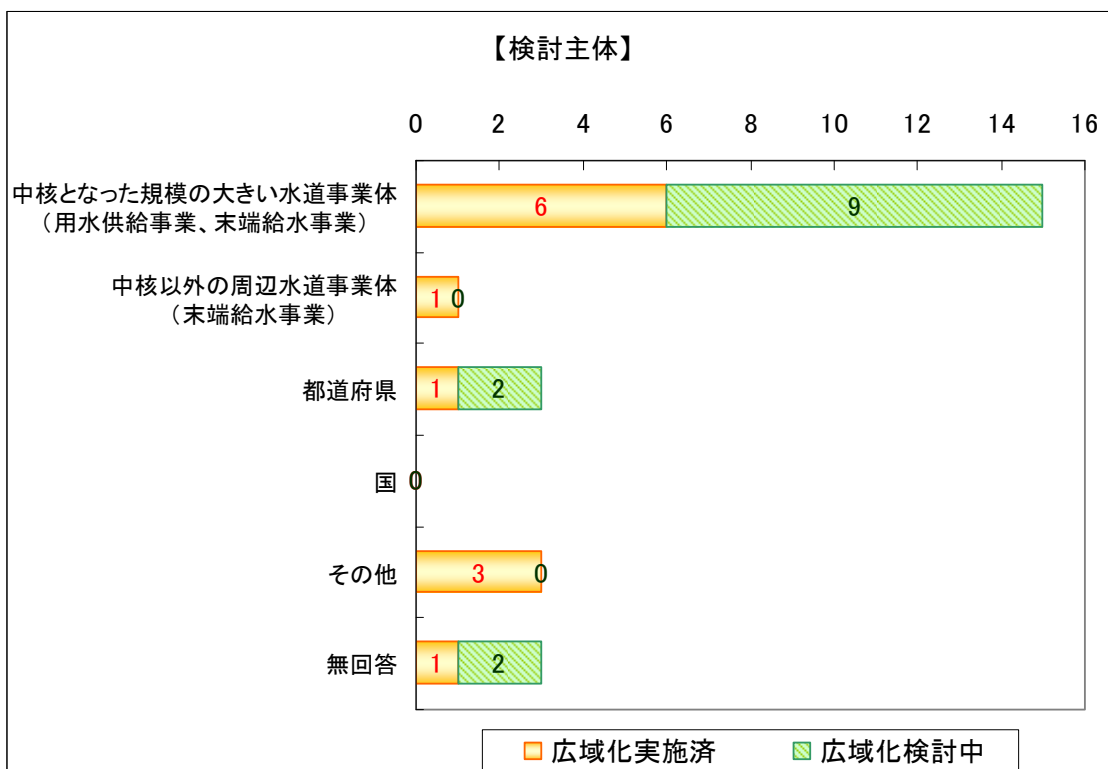
- 事業統合理由として、「施設の統廃合・効率的な更新」が最も多く（16 団体）、その次に多いのが「水源の確保・多元化」である（13 団体）。
- 実施済の事業体をみると、「施設の統廃合・効率的な更新」、「水源の確保・多元化」が最も多い（以上 7 団体）。
- 検討中の事業体は、「施設の統廃合・効率的な更新」が最も多く（9 団体）、その次に多いのが「更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画」である（7 団体）。



※複数回答あり

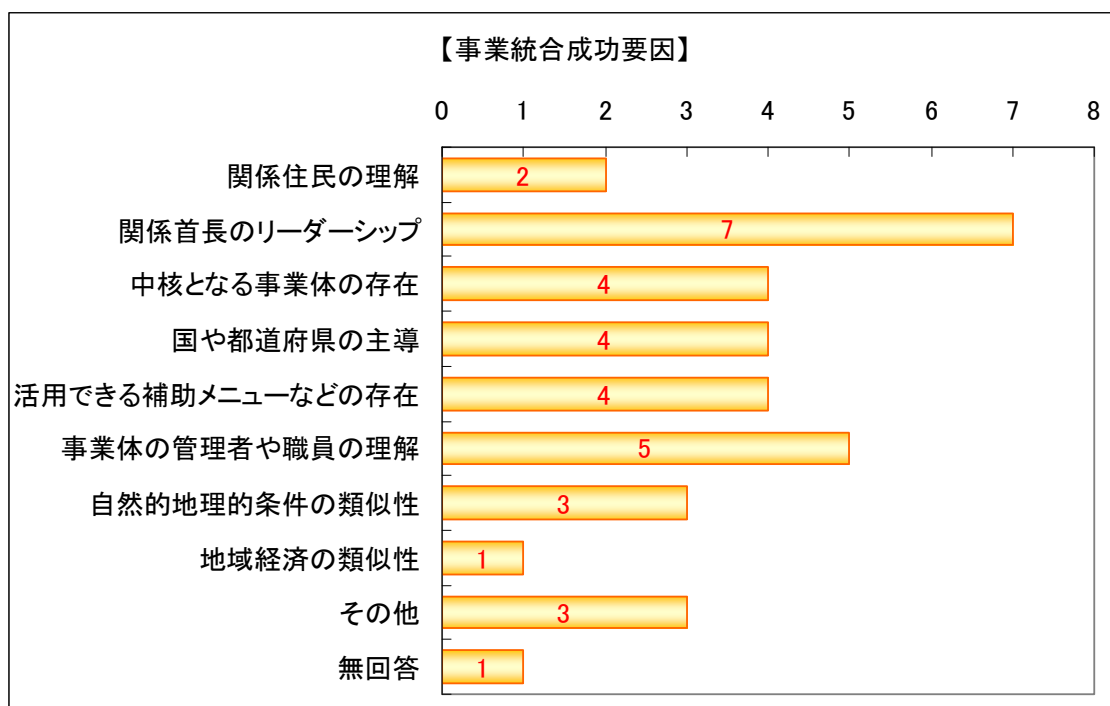
② 検討主体（実施済、検討中事業体）

- 検討主体は、「中核となった規模の大きい事業体（用水供給事業、末端給水事業）」が最も多く（16 団体）、これら事業体がリーダーシップを発揮し、主体的に広域化の実現や検討をしている。
- 次に多いのが「都道府県」であるが、3 団体（実施済：1 団体、検討中：2 団体）と少ない。



③ 事業統合成功要因（実施済事業体）

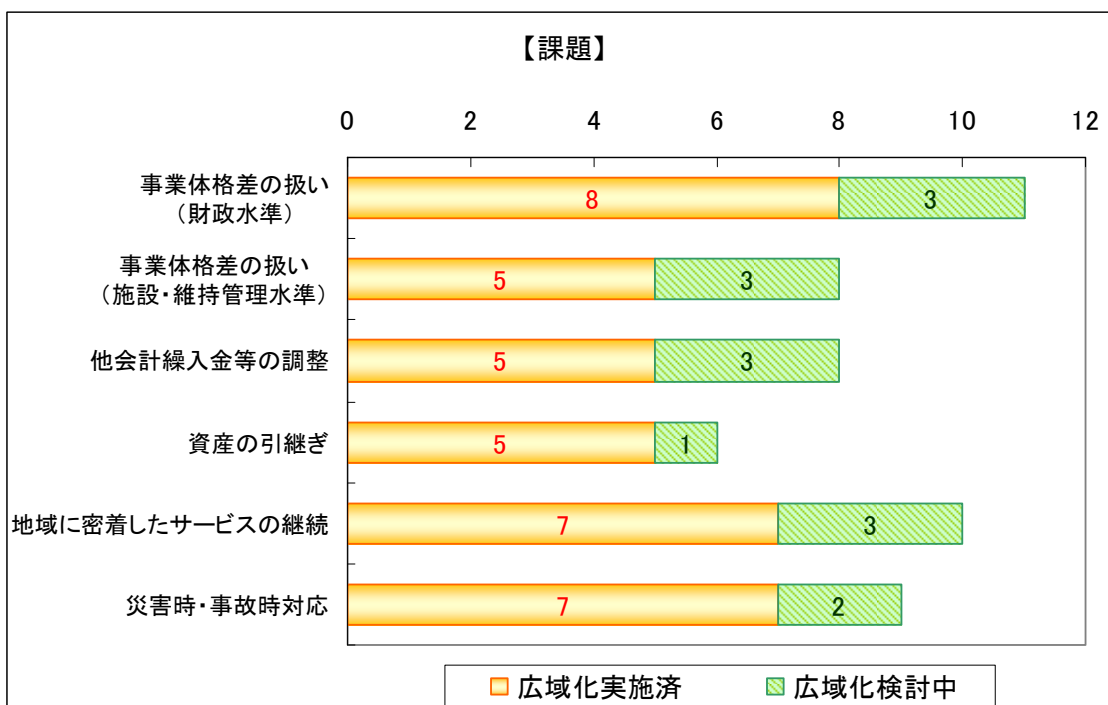
- 事業統合成功要因は、「関係首長のリーダーシップ」が最も多く（7団体）、続いて「事業体の管理者や職員の理解」（5団体）、「中核となる事業体の存在」、「国や都道府県の主導」、「活用できる補助メニューなどの存在」（以上4団体）となっている。
- これより、事業体（首長、管理者）や国及び都道府県のリーダーシップが事業統合の実現には重要である。



※複数回答あり

④ 検討時及び検討を進めるなかでの課題（実施済、検討中事業体）

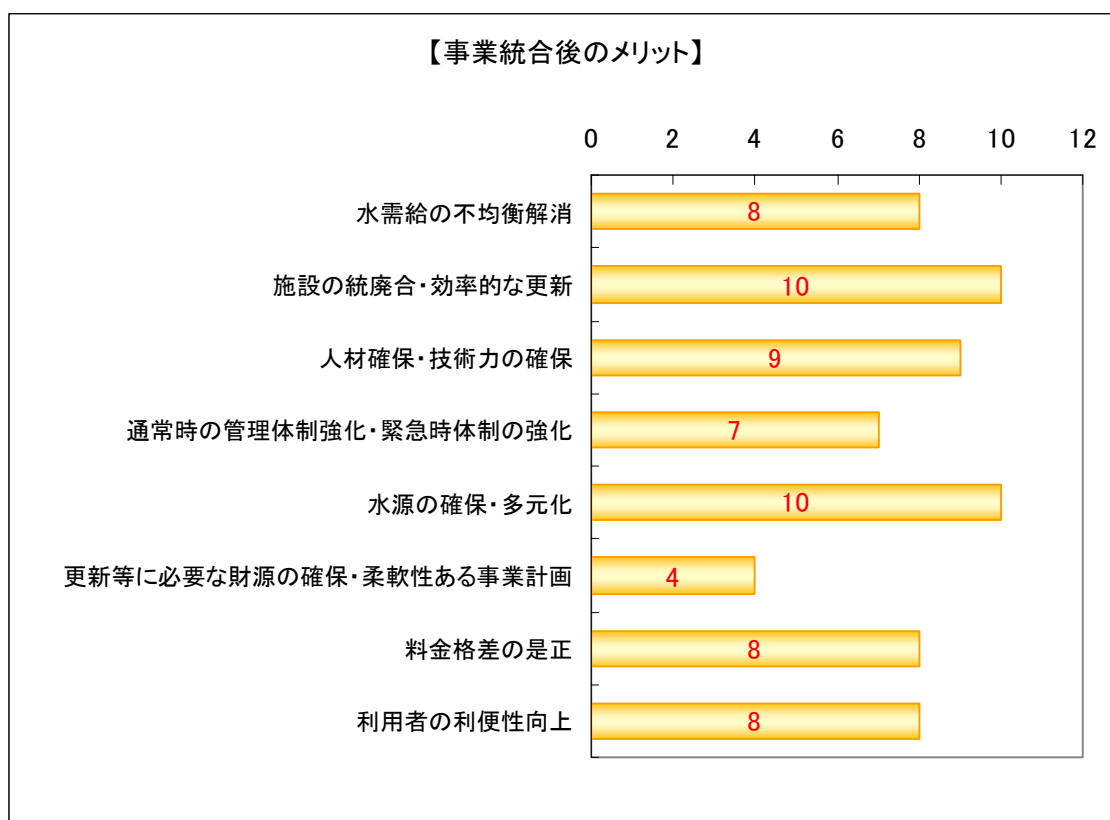
- 検討時及び検討を進めるなかでの課題として、「事業体格差の扱い（財政水準）」が最も多く（12 団体）、続いて「地域に密着したサービスの継続」（10 団体）、「災害時・事故時対応」（9 団体）となっている。
- 実施済の事業体では、「事業体格差の扱い（財政水準）」が最も多く（8 団体）、続いて「地域に密着したサービスの継続」、「災害時・事故時対応」（以上 7 団体）となっている。
- 検討中の事業体の中では、「事業体格差の扱い（財政水準）」、「事業体格差の扱い（施設・維持管理水準）」、「他会計繰入金等の調整」、「地域に密着したサービスの継続」（以上 3 団体）が課題として多く挙げられている。



※複数回答あり

⑤ 事業統合後のメリット（実施済事業体）

- 事業統合後のメリットは、事業統合理由でも最も多かった「施設の統廃合・効率的な更新」、「水源の確保・多元化」が最も多い（10団体）。
- その次に多いのが、「人材確保・技術力の確保」（9団体）となっている。



※複数回答あり